

岐阜県公報

号外 (一) 平成三十年九月十四日

目 次
告 示

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告

(畜産課)

ページ

岐阜県告示第四百四十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条の規定により、次とおり報告を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第五十八条ただし書の規定により告示する。

平成三十年九月十四日

岐阜県知事 古 田 筆

一 実施の目的

豚コレラのまん延防止のため

二 報告すべき者の範囲

県内全域の豚及びいのししの所有者

三 報告すべき事項

平成三十年九月十四日(金)以降の農場ごとの次に掲げる事項

1 飼養頭数

2 死亡頭数

3 豚コレラの可能性を否定できないような状況の有無

四 報告書の提出期限

別記様式に記載のとおり

五 報告書の提出方法

電話、ファクシミリ又は電子メールで別記様式によること。

六 報告書の提出先

農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所

七

その他必要な事項
豚コレラの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告する。」。

別記様式

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徵求命令に対する報告書

報告日時：平成 年 月 日 時 分

家畜保健衛生所長 あて

報告者住所

氏名

連絡先 電話

FAX

電子メール

農場所在地

農場(平成 年 月 日 時時点分)

項目	内 容	備 考
飼養頭数	頭	
死亡頭数	頭	
豚コレラの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし (いずれかに○)	(「あり」の場合は、その状況)

注1 飼養頭数の備考欄には、健康状態についての特記事項を記載すること。また、出産した場合は、生死にかかわらず飼養頭数に計上し、備考欄に分娩○頭と記載すること。

2 死亡頭数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生豚舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。また、死産は死亡頭数として計上し、備考欄に死産○頭と記載すること。

3 每日、9時時点での状況を当日の12時までに、16時時点での状況を当日の18時までに提出すること。

※「豚コレラの可能性を否定できないような状況」とは、けいれん、発熱、元気消失、食欲減退等の症状が通常以上の頻度で見られる状況をいう。

平成三十一年九月十四日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社